資料番号 5

令和4年4月19日 課 名 教育委員会文化財課 扣当者 課長 白井 内線 5020

## 広島県天然記念物の指定の解除について

## 1 概要

広島県教育委員会は、令和4年3月31日、広島県文化財保護条例(昭和51年広島県条例第3 号) 第37条第1項の規定により広島県天然記念物の指定を解除した。

## 2 広島県天然記念物の指定を解除した文化財

- (1) 名 称 瀬戸田の単葉松
- 別 広島県天然記念物(植物) (2) 種
- (3) 員 数 1株
- (4) 所 在 地 尾道市瀬戸田町福田 1044
- (5) 所有者向山達夫
- (6) 指定年月日 昭和 29 年 11 月 11 日
- (7) 解除理由

「瀬戸田の単葉松」は、二枚の葉が癒着して一枚となっており、学術上貴重な資料である ことから、昭和29年11月11日に広島県天然記念物に指定された。しかし所有者によると、 令和3年春頃に異変が確認され、その後、所有者からの連絡及び尾道市の依頼による樹木医 の診察を経て、令和3年10月15日に広島県文化財保護審議会の植物を専門とする委員が現 地確認を実施した結果、マツノザイセンチュウ(通称マツクイムシ)が原因で、既に枯死し ていることが確認された。さらに、枝からはマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラ カミキリの幼虫が確認されており、周囲の松に対する被害を予防する観点から、伐採・撤去 はやむを得ないものであり、かつ速やかに行うべき所見を得た。このことから、令和3年12 月3日に所有者により伐採及び撤去された。

当該樹木は、枯死により文化財としての価値が失われたと認められるので、広島県文化財 保護条例第37条第1項の規定により、広島県天然記念物の指定を解除する。



## 県内所在 国指定·県指定文化財等件数一覧

令和3年3月1日現在

	国 指 定 文 化 財			県	指定	文化	財	<u> </u>	Ⅰ□現仕
種別(種類)				<del>厉</del> 種	別(種	類)	*/I	件数	合計
国宝	建造物	件数 7		1=	/4 * (III	/٧٧/		112/	7
	絵画	2							2
	工 芸 品	16							16
	書跡・典籍・古文書	1							1
	小計	26							26
重要文化財	建造物	57	重要文化財	建	造	,	物	46	103
	絵画	11		絵			画	51	62
	彫刻	44		彫			刻	94	138
	工芸品	61		エ	芸		ㅁ	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡	· 典籍	・古文	書	51	71
	考 古 資 料	4		考	古	資	料	18	22
	歴 史 資 料	4		歴	史	資	料	4	8
	小計	201		小			計	319	520
重	要無形文化財	0		無	形文	化 財		2	2
重	要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財					5	12
重	要無形民俗文化財	4		無形	民俗了	と 化 財		67	71
<b>⇒</b> 7	特別史跡 · 特別名勝	1	-						1
	特 別 史 跡	1							1
	特 別 名 勝	1							1
	特別天然記念物	1							1
記	史跡	27	記	史		政	亦	125	152
念	名    勝	7	念	名			券	6	13
物	丁 炒 囙 △ ₩	1.5	物	Ť	<i>b</i> ⊦ =	7 🛆 🖶	l <sub>m</sub>	115	130
	天然記念物	15		天	然言	2 念 物	0	(-1)	(-1)
				名	勝天然	記念物	勿	1	1
	小計	53		/	_ <del>_</del>	計		247	300
		55		/,	· ·	μΙ		(-1)	(-1)
重	要伝統的建造物群	4							4
	合計	295		合		計		640 (-1)	935
									(-1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財									11
選定保存技術									1
登録有形文化財									292
登録	文化財		録有形民俗文化財						1
登録記念物 ※1 網かけ部分が全向指字解除を決定した文化財に関係する部分である								3	

<sup>※1</sup> 網かけ部分が今回指定解除を決定した文化財に関係する部分である。

<sup>※2</sup> 件数は、今回指定解除をした後のものである。( ) は変更件数。